

お客様各位

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行につきまして

令和4年4月1日よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。この法律は特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック製品使用の合理化に取り組む指針が示されています。

リソルグループゴルフ場では「地球にやさしい」観点から、この法律を受けて対象品の素材変更と、一部プラスチック使用製品の有料化をさせていただきます。

<レストランの対応>

- ・ストローを紙素材品に変更いたします。
- ・マドラーを木製素材品に変更いたします。
- ・ワンウェイ品のナイフ、フォーク、スプーンを木製素材品に変更いたします。

<クラブハウスの対応>

- ・歯ブラシ、カミソリ、シャワーキャップを有料化させていただきます。
- ・お買い物時にお渡しするレジ袋を有料化させていただきます※。またレジ袋はバイオマス素材の製品を使用いたします。
- ・浴室備え付けのビニール袋をバイオマス素材の製品に変更いたします。

※レジ袋有料化は令和2年7月1日施行の容器包装リサイクル法の改定に伴う省令に基づくものです。

ご理解いただけますようお願い申し上げます。

支配人